

こ 放 第 155 号  
令和 2 年 4 月 28 日

放課後児童健全育成事業所 運営法人及び運営主体各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

**放課後児童健全育成事業所の対応について(5月7日以降)(通知)**  
**〈新型コロナウイルス感染症関連通知 その20〉**

日頃から、本市の放課後キッズクラブ事業にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく緊急事態宣言によって、県において「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針(以下実施方針)」が示され、放課後児童健全育成事業については、5月6日(水)までの間は、家庭で過ごすことが可能な場合には利用を自粛することを保護者をお願いした上で、原則として開所しています。

現在、緊急事態宣言の延長または解除について明らかになっていませんが、5月7日(木)以降の放課後事業の対応の方向性をお知らせいたします。

これから大型連休を挟み、準備期間が短い中での周知となってしまう、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

## **1 放課後児童健全育成事業の対応方針**

### **(1) 緊急事態宣言の期間が延長となった場合**

現状の対応を継続し、原則として開所します。

利用の自粛については、今後の神奈川県からの要請内容を踏まえて、改めて通知いたしますが、それまでの間は、引き続き、ひとり親などで仕事を休むことが困難な方や、県が継続を求める事業に従事している方\*以外の保護者については、家庭で過ごすことが可能な場合には、利用を控えていただくよう、自粛をお願いすることとします。

ただし、単に業種のみで判断するのではなく、真に必要としている児童の利用を断ることのないようお願いいたします。

また、クラブの利用を控えた方の利用料については、〈通知その16〉の取り扱いを継続します。

※県が継続を求める事業に従事している方については、〈通知その19〉別紙1にてご確認ください。

### **ア 放課後キッズクラブ**

学校による緊急受け入れ終了後から、利用区分2のみを対象として開所します。

### **イ 放課後児童クラブ**

原則として開所します。長期休業期間中に準じた開所については、クラブの状況に応じて判断してください。また、学校による緊急受入れの対象となる条件に合致するご家庭に対しては、その利用を保護者に求めるなどの柔軟な対応をお願いします。

## **(2) 仮に緊急事態宣言が解除され、学校教育活動を段階的に再開とした場合**

5月7日(木)・8日(金)の教育活動の再開はないため、5月10日(日)までは(1)と同様に現状の対応を維持してください。

学校教育活動は、準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校などの段階的な再開としています。このため、教育活動が再開する日までは、(1)と同様に現状の対応を維持してください。教育活動の再開日については、決まり次第改めてご連絡いたします。

なお、教育活動が再開する場合でも、放課後キッズクラブについては、3つの密を防ぐ観点から、当面の間、利用区分2のみとします。詳細については改めて通知します。

## **2 5月11日(月)以降の方向性について**

放課後事業の利用の自粛、教育活動が段階的に再開される場合の再開日等については、緊急事態宣言に関する国及び県の方向性、市教育委員会の対応方針を踏まえて、5月7日(木)を目途に通知します。

### **【参考】市立小学校の対応について**

#### **(1) 緊急事態宣言の期間が延長となった場合**

臨時休業期間も同様に延長します。

#### **(2) 仮に緊急事態宣言が解除され、学校教育活動を段階的に再開とした場合**

準備期間を含め一定期間をおいてからの分散登校などの段階的な再開とします。

※ 5月7日(木)・8日(金)は、緊急受入れ・校庭開放については、これまでと同様に実施。臨時休業期間を延長した場合にも同様

### 〈添付資料〉

別紙1 市立学校における一斉臨時休業等に係る今後の対応について(通知)(令和2年4月28日教小企第1250号)

横浜市こども青少年局放課後児童育成課  
(放課後キッズクラブ)  
大岩、唐澤、深瀬、浅野目、杉本、芳村  
Tel: 671-4068  
(放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業)  
田邊、砂、土橋  
Tel: 671-4446